

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	国立療養所多磨全生園附属看護学校
設置者名	厚生労働省 厚生労働大臣 上野 賢一郎

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
看護専門課程 (二年課程)	看護学科	夜・通信	18.81 単位	7 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/hansen/zenshoen/school/index.html

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	国立療養所多磨全生園附属看護学校
設置者名	厚生労働省 厚生労働大臣 上野 賢一郎

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校運営会議
役割	(運営会議) 業務基準第13条 学校の運営の円滑化および適正化を図るために、学校運営会議を設ける。 2 学校運営会議は、副学校長、事務長、事務主任、経理部長、看護部長、副看護部長、健康管理医、教育主事、教官、学校長の委嘱する講師若干名をもって組織する。 3 運営会議は、学校長が招集し、その議長となる。 4 運営会議では、以下の事項を審議するものとする。 1. 学校の規定の制定改廃 2. 学校の予算執行計画 3. 教育課程の編成に関する事項 4. 各学年度の教育計画に関する事項 5. 学校の講師・実習施設の選定に関する事項 6. 学生募集、入学試験に関する事項 7. 学生の単位・卒業認定に関する事項 8. 学生の身分に関する事項 9. 転入学者の既習単位等の認定に関する事項 10. 学生の就職に関する事項 11. 学校運営の評価に関する事項 12. 学校の施設整備に関する事項 13. その他学校の運営に関し重要と認める事項 具体的な活用について ・外部委員の意見を活かして教育計画や学習環境の改善を図り、教育の質保証・向上に努めている。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
国立療養所多磨全生園 経理部長	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	なし
国立療養所多磨全生園 看護部長	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	実習施設看護部長

国立療養所多磨全生園 副看護部長	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	実習施設副看護部長
国立療養所多磨全生園 内科医師	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	なし
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	国立療養所多磨全生園附属看護学校
設置者名	厚生労働省 厚生労働大臣 上野 賢一郎

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) シラバス(講義科目)の作成過程 ・学生による授業評価、講師による授業評価、講師会議での検討内容、テキストの改訂内容や国家試験の出題基準を踏まえた検討を8月より教官会議で行い、3月末に次年度の授業計画書(シラバス)を改訂する。 ・シラバスには、科目名、担当講師名、実務経験のある講師の科目は実務経験の有無、単位数、学年、授業時間(講義時間、試験時間)、科目目標、授業回数ごとの授業計画と学習内容、授業形態、使用するテキストを明示している。 ・実習科目については実習要項を作成する。学生による授業評価、講師による授業評価、実習指導者会議での検討内容、国家試験の出題基準を踏まえた検討を8月より教官会議で行い、次年度の実習要項を3月末に改訂する。 ・実習要項には、科目名、実習目的、実習目標、実習期間・実習時間、実習単位、実習場所、実習内容、実習方法、実習スケジュール、実習記録、評価について明示している。 シラバスの公表 ・4月に学生便覧、シラバスを配布し、履修について説明する。初講時に科目目標、授業計画を説明する。実習科目については履修前に実習要項を配布し説明する。 ・シラバスは6～7月頃、学校ホームページに公表する。	
授業計画書の公表方法	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/hansen/zenshoen/school/shugakushien.html#syugakusiensin
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) ・授業科目毎にシラバスに記載された講師が指定した成績評価方法（筆記試験、口頭試験、レポート課題）に基づき評価を実施している。 ・実習においては、実習評価基準に基づき、当該実習場所の実習指導者および管理者と実習の担当教官の三者で協議し客観的な評価を実施している。 ・履修規程については、入学時オリエンテーションで説明している。 ・評価の実施（試験等）については、半期毎に試験計画を書面で提示し、計画的に学習に臨めるよう支援している。 ・成績の評価は、講義、実習等に必要な時間の取得状況（3分の2以上の出席）と当該科目の評価により行う。 ・科目評価は、優（80点以上）、良（70点～79点）、可（60点～69点）及び不可（60点未満）とする。 ・当該年度に配当された科目評価で合格した科目については運営会議の審議を経て単位認定を行う。	
3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	
(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 客観的指標の設定 ・成績の評価は、講義、実習等に必要な時間の取得状況（3分の2以上の出席）と当該科目の評価により行う。 ・科目評価は、優（80点以上）、良（70点～79点）、可（60点～69点）及び不可（60点未満）とする。 客観的指標に基づく成績の分布状況 ・履修科目の成績評価を100点満点で点数化する。 ・100点満点の総合計の平均を算出する。 ・下位1/4に該当する数値を算出する。 《令和7年度第58回生1年次》 下位1/4に該当する人数 4人 下位1/4に該当する指標の数値 83.8点以下 GPA3.0以下	
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryou/hansen/zenshoen/school/index.html
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業の要件

- ・学則第 24 条に基づき、学校長は、学則第 17 条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者について、2 月に実施する学校運営会議の議を経て、卒業を認定する。ただし、欠席日数が出席すべき日数の 3 分 1 を超えた者については、卒業を認定しない。学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。
- ・学則細則第 19 条に基づき、学則第 17 条別表 1 に規定された科目を 2 年間以上 4 年間以下の在学期間の中で定められた単位（76 単位、2085 時間）を修得した者に対し卒業を認定する。

学則

(授業科目、単位数及び時間数)

第 1 7 条 本学校における授業科目、単位数及び時間数は、別表のとおりとする。

- 2 別表中、1 単位の授業時間数は、講義及び演習については 1 5 時間から 3 0 時間、実験、実習（臨地実習含む）及び実技については 3 0 時間から 4 5 時間の範囲で定める。

(卒 業)

第 2 4 条 学校長は、第 1 7 条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て、卒業を認定する。

- 2 学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

学則細則

(卒業認定)

第 1 9 条 学則第 1 7 条別表に規定された科目を 2 年間以上 4 年間以下の在学期間の中で定められた単位を修得した者に対し卒業を認定する。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryou/hansen/zenshoen/school/index.html

様式第 2 号の 4－②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第 2 号の 4－①を用いること。

学校名	国立療養所多磨全生園附属看護学校
設置者名	厚生労働省 厚生労働大臣 上野 賢一郎

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士	高度専門士	
医療		看護専門課程 （二年課程）	看護学科		○		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼間	76 単位	50 単位	10 単位	16 単位	0 単位	0 単位
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
40 人		32 人	0 人	7 人	67 人	74 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） ・本カリキュラムは、看護実践能力を高めることをねらいにし、基礎分野、専門基礎分野、専門分野で構成している。 ・授業方法は、講義、演習、実習がある。講義、演習で学んだ知識と実習での実践を統合し学習を深められるよう授業を計画している。 ・授業進度は、基礎から応用、単純から複雑へと順序性を踏まえ、段階的に学習に取り組めるよう計画している。
成績評価の基準・方法
（概要） 客観的指標の設定 ・成績の評価は、講義、実習等に必要な時間の取得状況（3 分の 2 以上の出席）と当該科目の評価により行う。 ・科目評点は、優（80 点以上）、良（70 点～79 点）、可（60 点～69 点）及び不可（60 点未満）とする。 客観的指標に基づく成績の分布状況 ・履修科目の成績評価を 100 点満点で点数化する。 ・100 点満点の総合計の平均を算出する。また GPA による成績の算出をする。

・下位 1/4 に該当する数値を算出する。
卒業・進級の認定基準
(概要) 卒業の要件 ・学則第 24 条に基づき、学校長は、学則第 17 条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者について、2 月に実施する学校運営会議の議を経て、卒業を認定する。ただし、欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超えた者については、卒業を認定しない。学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。 ・学則細則第 19 条に基づき、学則第 17 条別表 1 に規定された科目を 2 年間以上 4 年間以下の在学期間の中で定められた単位（76 単位、2085 時間）を修得した者に対し卒業を認定する。
学修支援等
(概要) ・担任制 学業・学生生活の相談窓口となる。学習状況に合わせた個別指導。 ・看護師国家試験に向けての支援 1 年次より国家試験のガイダンス、模擬試験の実施。個々の学習方法の確認、指導。クラス単位の学習支援。 ・就職支援 1 年次より就職ガイダンスの実施。インターンシップ等の案内、個別面談。小論文・面接指導。 ・その他 自己学習ができるよう実習室・図書室を開放。基礎看護技術力の習得に向けた自己学習への指導。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
9 人 (100%)	0 人 (0%)	9 人 (100%)	0 人 (0%)
(主な就職、業界等) 看護師（国立ハンセン病療養所、国立病院機構）			
(就職指導内容) 就職ガイダンスの実施、進路決定面接、就職試験指導（願書作成・小論文・面接）			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験受験資格、専門士の称号			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率

28 人	0 人	0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組)		

②学校単位の情報

a)「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	172,000 円	300,000 円	260,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
その他として2年間で26万円(教科書・白衣、傷害・損害保険代等)				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/hansen/zenshooen/school/shugakushien.html#syugakusiensin
第三者評価の基本方針 (実施方法・体制)
第14条 学校外の者による視点で評価し、学校の教育活動および学校運営等の改善を図るために学校関係者評価委員会(以下「評価委員会という」) 2 評価委員会は、学校長の委嘱する委員4名以上とし、学校職員以外で次に掲げる区分から、学校長が委嘱する。 1. 地元企業関係者 2. 高等学校関係者 3. 保護者 4. 卒業生 5. 教育に関する有識者 6. 看護管理者 7. その他学校長が必要と認める学校外の者 3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。 4 評価委員会に委員長を1名置く。 5 評価委員会は、委員が学校外の者の視点で次の事項を評価する。 1. 教育活動に関する事項 2. 学校運営に関する事項 6 評価委員会の運営その他については、次のとおりとする。 1. 評価委員会は、学校長が年に1度以上招集し、委員長がその運営にあたる。 2. 学校長は、必要と認める場合には、委員以外の出席を求めることができる(例:副学校長、事務長、教育主事、教官他)。なお、委員以外の者は議決に加わることはできない。 3. 評価委員会は、過半数の委員が出席しなければ開催することができない。 4. 学校長は自己評価結果を評価委員会に報告し、評価委員会がまとめた意見をもって評価結果とする。 5. 学校長は学校運営会議に評価委員会評価結果を報告し、課題解決の方策を説明した上で、改善に取り組む。 6. 学校長は評価委員会評価結果について公表しなければならない。 7. 委員は評価活動を通じて収集した情報を、当該評価以外の目的に使用して

はならない。また、知り得た情報を他人に漏らしてはいけない。なお、この守秘義務は、評価活動を終了後も同じとする。 ただし、学校が公表を前提として作成した刊行物や資料は含まないものとする。 8. 評価委員会には議事録を作成しなければならない。 9. 評価委員会の事務は、教育主事において処理する。 主な評価項目 I. 教育理念・目標 II. 学校運営 III. 教育活動 IV. 学修成果 V. 学生支援 VI. 教育環境 VII. 学生の受け入れ募集 VIII. 財務 IX. 法令等の遵守 X. 社会貢献・地域貢献 評価結果の活用方法 学校長を責任者とし、学校関係者評価委員会及び運営会議の意見を含め、年度内に課題の解決・改善ができるよう取り組む。課題解決・改善の実施時期は、各課題の内容による。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
東京都東村山市東村山第六中学校校長	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	地元学校関係者
国立療養所多磨全生園 特命副園長	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	実習施設医師
国立療養所多磨全生園 看護部長	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	実習施設看護部長
国立療養所多磨全生園 附属看護学校 同窓会長	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	卒業生
第三者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/hansen/zenshoen/school/shugakushien.html#syugakusiensin		
(備考)		
第三者評価は未実施である。今後の実施時期は未定であり、準備を始めた段階である。		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/hansen/zenshoen/school/index.html
